(4)ﾛ中「第345条第1項第6号」を「第345条第1項第7号」に改め、同表の備考2(4)ﾁを同表の備考2(4)ﾄとし、同表の備考2(4)ﾘを同表の備考2(4)ﾁとし、同表の備考2(4)ﾇを同表の備考2(4)ﾘとし、同表の備考2(4)ﾙを同表の備考2(4)ﾇとし、同表の備考2(4)ｦの次に次のように加える。

(ﾜ)　令第345条第1項第3号に規定する株式分配　その交付を受けた者が当該株式分配の直前に有していた当該株式分配に係る同号に規定する現物分配法人の株式の数又は出資の口数

別表第五(二十九)の表の備考2(8)中「、分割」の次に「、株式分配」を加える。

別表第六(一)の表中「控除対象配偶者の有無等」を「(源泉)控除対象配偶者の有無等」に、「配偶者特別控除」を「配偶者（特別）控除」に、「控除対象配偶者」を「(源泉・特別)控除対象配偶者」に改め、同表の備考2(7)中「控除対象配偶者」を「(源泉)控除対象配偶者」に改め、「には、」の次に「控除対象配偶者(当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象配偶者)の有無について、」を加え、同表の備考2(8)中「配偶者特別控除」を「配偶者（特別）控除」に改め、「規定する」の次に「配偶者控除の額又は」を加え、同表の備考2(9)中「控除対象配偶者」を「(源泉)控除対象配偶者」に、「の控除対象配偶者」を「の源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考2(11)ﾆ及びﾎ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表の備考2(16)中「「控除対象配偶者」を「(源泉・特別)控除対象配偶者」に、「控除対象配偶者及び」を「控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は第93条第1項第6号ｲ(1)ｲに規定する特別控除対象配偶者及び」に改め、同表の備考2(17)ﾆ中「(ﾛに規定する配偶者又は障害者である」を「同一生計配偶者（控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者を除く。）又は」に、「）が」を「）のうち、障害者であるものが」に改める。

別表第六(三)の表中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考2(6)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考2(8)ｲ及びﾛ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表の備考2(10)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考2(11)中「障害者である」を「同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は」に、「）が」を「）で、障害者であるものが」に改める。

別表第八(三)の表の備考2(8)中「第37条の10第3項第7号」を「第37条の10第3項第8号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第五(二十八)の表の備考2(2)の改正規定　平成二十九年十月一日

二　第一条第一項の改正規定、第四十七条の二の改正規定、第四十七条の三の改正規定、第四十七条の四の改正規定（同条第一項第四号イに係る部分を除く。）、第七十三条第一項の改正規定、第七十四条第一項の改正規定、第七十四条の三（見出しを含む。）の改正規定、第七十四条の四（見出しを含む。）の改正規定、第七十六条の二の改正規定、第七十七条の四第一項の改正規定、第九十三条第一項の改正規定、第九十四条の二第一項第七号の改正規定、別表第六(一)の改正規定及び別表第六(三)の改正規定並びに次条の規定　平成三十年一月一日

（源泉徴収票に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第九十三条第一項（給与等の源泉徴収票）の規定及び別表第六(一)に定める書式は、平成三十年一月一日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

2　新規則第九十四条の二第一項（公的年金等の源泉徴収票）の規定及び別表第六(二)に定める書式は、平成三十年一月一日以後に支払うべき新法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3　前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）の相当の規定に定める源泉徴収票に、新規則別表第六(一)及び第六(三)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（開業等の届出に関する経過措置）

第三条　新規則第九十八条（開業等の届出）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同条に規定する事業所得等を生ずべき事業に係る同条に規定する事務所等の開設、移転又は廃止について適用し、施行日前の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る旧規則第九十八条第一項第一号（開業等の届出書）に規定する事務所等の開設、移転又は廃止については、なお従前の例による。

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出に関する経過措置）

第四条　新規則第九十九条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）の規定は、施行日以後の同条に規定する給与支払事務所等の移転について適用し、施行日前の旧規則第九十九条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）に規定する給与等支払事務所の移転については、なお従前の例による。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第九十三条第一項第九号」を「第九十三条第一項第八号」に改める。

○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条）」を「第三十六条の五・第三十七条）」に改める。

第一条中「普通法人」の下に「、同族会社」を加え、「「株式交換完全親法人」を「「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」に改め、「株式移転完全子法人」の下に「、「株式移転完全親法人」を、「適格現物分配」の下に「、「株式分配」、「適格株式分配」、「株式交換等」、「適格株式交換等」」を加え、「第十一号から第十二号の六の五まで、第十二号の六の七」を「第十号」に、「第十二号の十五」を「第十二号の十八、第十三号」を「第十二号の十九」に改め、「、普通法人」の下に「、同族会社」を加え、「、株式交換完全親法人」を「、株式交換等完全子法人、株式交換完全親法人、株式交換等完全親法人」に改め、「、株式分配、適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等」を加える。